

地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ 骨子（案）

I. はじめに

- 社会経済情勢やライフスタイルが変化し、日常生活における「移動」の問題が深刻化。高齢者による事故と免許返納後の移動手段の課題
- 公共交通事業者のみによる地域旅客運送サービスの維持の限界
- 介護・福祉分野、教育分野等の「移動」を担う人手不足等を背景とした各施設に係る移動手段の課題

II. 基本的考え方

- 地域の公共交通として目指す姿は、公共交通軸と拠点のサービスレベルの充実及び交通弱者の移動手段の確保。目指す姿を実現するため、関係府省庁が連携し、交通のリ・デザインと地域の社会的課題の解決を、一体的に検討を進める必要（公共交通のみならず、介護・福祉施設、スクールバス等の地域で提供される送迎輸送を含めて、地域全体の交通の在り方をマネジメントすることが必要等）

III. 地域類型ごとの課題解決に向けた方向性

- 地域の公共交通が置かれる現状や、地域が抱える社会課題は様々であることから、中小都市等（A）、地方中心都市（B）、大都市（C）、地域間（D）に分けて検討
- 各地域類型についての、取組みの方向性
 - ・ A：公共交通事業者だけでは移動手段を十分に提供することが困難。自家用有償旅客運送の更なる活用、各種施設の送迎車両への住民利用、事業者車両への貨客混載など、あらゆる既存の輸送資源の総動員により、移動手段の確保を図る。また、公共交通事業者だけでは提供することが困難な移動手段の確保に向け、自治体等の公的主体の関与の強化を図る
 - ・ B：輸送モード毎に複数の公共交通事業者による移動サービスが提供されているが、各分野による送迎サービスが提供され、公共交通の持続性が課題。地域の様々な輸送資源を公共交通に集約又は活用することにくわえ、各施設の送迎輸送の公共交通事業者への集約・一元化により、地域の公共交通の再評価・徹底活用を行い、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。

- ・ C：内外から多くのビジネス客・旅行者が訪問。輸送モード毎に複数の公共交通事業者により、高水準の移動サービスが提供されている一方、利便性・快適性の更なる向上に課題。また、一部の時間帯やエリアにおいては、タクシー等が円滑に利用できない状況も生じている。デジタルの活用等により様々な利用者ニーズに対応し、利便性・快適性に優れたサービス提供を質・量とともに拡充する。
- ・ D：地域間交通については、人口減少が進展する中、地方創生に資する基盤として広域的な機能の連結を図る役割が求められるところ、とりわけ地域間連携や大都市との繋がりを支える幹線鉄道については、人口減少等の社会情勢の変化や、雨・大雪等の自然災害による障害の発生等により幹線鉄道ネットワークの優位性が損なわれている面があることが課題。交通以外の他分野の関係者との連携・協働による利用促進もあわせながら、広域的な公共交通ネットワークの高機能化・サービス向上を図る。
- 特にA地域及びB地域においては、連携・協働を推進することで、地域の輸送資源を総動員し、移動手段の確保、持続可能な交通ネットワークの構築とともに、地域の社会的課題を一体的に推進する必要

IV. 連携・協働の取組みに向けた環境整備

ア 連携・協働の取組に係る環境醸成

1. 連携・協働指針の策定

連携・協働の推進に向け、本取りまとめを踏まえ、以下に掲げる事項も含めた、交通分野と各分野との連携・協働に係る方向性等を提示する、関係省庁連名による「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」（仮称）を策定し、全自治体等に周知することで、地域の移動手段の課題解決に向け、国・自治体・関係者の意識改革を促進

（1）関係省庁による更なる連携の推進

（2）地域における交通関係部局と他部局との連携推進

- 地方自治体における地域公共交通会議等への福祉部局、教育部局等の参画等、地方自治体内における各部局の連携推進
- 地方運輸局と都道府県警察との連携推進（駐車違反が多発するエリアや時間等の情報を共有し取締り等に活用）

（3）関係者間による情報・データの共有の推進

2. 指針・通達の策定等による施策の提示

A. 主に中小都市、過疎地等

(1) 自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画

以下について、交通と各分野との連携・協働の指針・通達を策定

- 交通空白地等における移動手段の確保に向け、農業協同組合、商工会、観光協会等、地域運営組織（RMO）、郵便局等による自家用有償旅客運送の取組を推進

(2) 地域における移動手段の集約による運行の効率化（既存の輸送資源の活用）

項目に応じて、交通と各分野との連携・協働の指針・通達を策定

① 各施設による送迎輸送に地域住民を混乗等をさせる際の道路運送法の取扱い

- 各施設（学校、ホテル・旅館、企業送迎、自動車教習所等）による送迎輸送への地域住民の混乗等に係る道路運送法上の取扱いの明確化

② 各施設の送迎輸送の公共交通としての活用を含む柔軟な運用

- 運営法人が異なる介護施設や障害福祉施設の利用者の同乗に係る介護報酬等の取扱いの明確化（介護保険及び障害福祉サービス等の給付の扱いを含む）
- 介護施設の送迎における、介護施設と、自宅を含めた居住実態がある場所への送迎に係る介護報酬等の取扱いの明確化
- 介護施設・福祉施設の車両における、他用途活用に係る考え方の明確化
- スクールバスへの一般利用者の混乗に係る補助制度等の取扱いの明確化（補助制度、財政措置等の扱いを含む）
- スクールバスの他用途活用に係る考え方の明確化
- へき地患者輸送車の車両における、他用途活用に係る考え方の明確化

③ 貨客混載による人流・物流の一体化

- 事業者（日本郵便等）の車両を活用した、自家用有償旅客運送等による客貨混載に係る実証実験の実施に向けた検討

B. 主に地方中心都市等

(1) 移動制約者（高齢者・学生・こども等）の送迎等における交通事業の活用（各施設の送迎輸送の公共交通事業者等への委託・集約）

項目に応じて、交通と各分野との連携・協働の指針・通達を策定

① 公共交通事業者に委託等する際の道路運送法上の取扱いの明確化

- 公共交通事業者が委託を受ける際に適用し得る運賃の明確化（協議運賃制度又は特定旅客運送の活用の明確化）
- 地域住民の互助による移動・外出支援における、道路運送法に係る許可・登録との関係を明確化

② 各施設に係る送迎輸送の公共交通事業者等への委託

- 複数の介護施設（運営法人が異なる場合を含む）や障害福祉施設等による共同委託に係る介護報酬等の取扱いの明確化（介護保険及びサービス給付の扱いを含む）
- 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス・一般介護予防事業を実施する場所（通いの場等）への送迎に係る取扱いの明確化
- 複数の事業者によるへき地患者輸送車の運行の共同委託に係る補助制度の取扱いの明確化
- スクールバスにおける公共交通事業者への委託に係る補助制度等の取扱いの明確化
- 放課後児童クラブへの送迎における公共交通事業者への委託に係る補助制度の取扱いの明確化（送迎支援事業の周知を含む）
- 保育所等への送迎バスの運行（広域的保育所等利用事業も含む）における公共交通事業者への委託に係る補助制度の取扱いの明確化

③ 各施設に係る送迎輸送の公共交通への集約

- 各施設の送迎輸送における、路線バス、コミュニティバス等への統合に係る補助制度等の取扱いの明確化
- 各施設において新たに送迎輸送の実施を検討する際における、公共交通の活用に係る考え方の明確化

(2) 交通事業者間の連携・共同経営による運行の効率化

① 共同経営（独占禁止法特例法）による運行の効率化

(3) 官民の役割分担の再構築

① エリア一括協定運行事業による地域公共交通の安定化

② ローカル鉄道の再構築

(4) 運行の見直しによる利便性・効率性の向上

① 車両のダウンサイジング等による運行の高頻度化

C. 主に大都市等

(1) 複数交通モード間の一体化による利便性・効率性の向上

① MaaSの更なる推進

② 公共交通とパーソナルモビリティの有機的連携

- 駅やバスにおけるシェアリングサービス（自転車、電動キックボード）の提供推進
- 鉄道やバスにパーソナルモビリティと一緒に乗車可能とする取組の推進

D. 地域間

(1) 広域的な機能の連結を図るための幹線鉄道ネットワークの高機能化・サービス向上

① 幹線鉄道ネットワークの機能強化

- 人口減少や少子高齢化等が急速に進展する中、国土強靱化や地方創生の観点も踏まえた、幹線鉄道ネットワークのあり方についての検討

② 鉄道の特性を活かした各分野との連携の推進

- 社会経済活動における必要性、重要性が高い、医療や保育、ワーキングスペース等の施設を鉄道駅等の交通結節点に配置すること等により、幹線鉄道等の交通ネットワークを用いて人流を活性化させつつ、移動の利便性が高いコンパクトな生活圏を形成する取組の推進
- 居住する地域と関わりなく社会的に必要となるにもかかわらず、人口減少下において統廃合や偏在が進む中核病院や学校等の施設について、地域の実情や既存の幹線鉄道等の交通ネットワークを考慮したアクセス性向上の取組の推進
- 地方創生の観点も踏まえ、定時性、速達性、安定性が高いといった既存の旅客列車の特性を活かした荷物輸送の取組の推進

地域共通

(1) 自家用有償旅客運送制度の徹底的な見直し

- 「交通空白地」の目安について、夜間など「時間帯による空白」の概念を取り込み
- 実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化
- 観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進

- 「対価」の目安をタクシー運賃の「約8割」とするよう明確化
- 一定のダイナミックプライシングを導入できることを明確化
- タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営が可能であることを明確化
- 導入にあたって、地域公共交通会議で2か月程度協議しても結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを明確化
- 発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを明確化

(2) 地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用

(3) デジタル技術等の活用

- ① 自動運転移動サービスの普及・促進
- ② AI オンデマンド技術を活用した利便性・生産性の向上
- ③ キャッシュレスの更なる推進

(4) 運転手等の確保

- ① 二種免許の取得における、各種支援策の活用
- ② タクシー・バス等のドライバーの確保、地域の自家用車・ドライバーの活用
 - 第二種免許取得に係る教習について、一日当たりの技能教習の上限時間を延長するとともに、教習内容の見直しを行うなど更なる効率化を図り、2024年4月以降できる限り早期から教習期間を大幅に短縮
 - 道路運送法に基づきタクシー・ドライバーになるために課されている法定研修の期間要件(10日)を撤廃し、研修期間を短縮
 - タクシー業務適正化特別措置法に基づき、一定の地域においてドライバーの登録に際して課されている地理試験について、2023年度中に廃止
 - 外国人のドライバーへの積極的な採用を可能とするべく、2024年4月以降に行う第二種免許試験を20言語に多言語化して実施することを可能とする

(5) 高齢者等の安全で快適な移動手段の充実

- ① 免許返納後の移動を支える乗り物の普及推進
 - 特定小型原付区分における3輪又は4輪で安全で快適に移動できる新たな車両の普及促進
 - 3輪電動アシスト自転車(駆動補助機付自転車)で安全で快適に移動できる車両の普及促進

(6) おでかけ先等と連携した交通と他事業の相互利用

① 部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に係る移動手段の確保

② 農泊の推進に係る移動手段の確保

(7) 他分野機能・拠点の集約によるモビリティハブ（“駅”）の賑わい創出

3. カタログ化による支援

- 連携・協働のプロジェクト例について、データ・支援措置を交えてカタログとして整理し、同様の課題を抱える地方自治体等の効果的な課題解決をサポート

イ 連携・協働の取組に係る実装

(1) 法定協議会（地域交通法）のアップデート

地域の移動手段の確保と社会的課題解決に向け多様な関係者が参画しながら、地域の喫緊の課題へ機動的に対応できる司令塔機能の強化

- 多様な関係者の協議会への参加（分野横断的な実行体制の整備）
- 機動的なマネジメントチーム（自治体と交通事業者等）の組成
- デジタルの活用による運営の効率化 等

(2) 地域公共交通計画のアップデート

公共交通軸の保証・充実と移動制約者の移動手段の確保に向け、モビリティに関わるデータを最大限活用し、可視化された課題に先手先手で地域全体を全面的に捉えて取り組む計画へ

- 「モデル・アーキテクチャ（標準構造）」に基づくシンプルで実効的な計画策定
- 移動に関わるデータ（人口・施設動向、交通サービス、潜在需要等）の作成・共有・利活用 等

(3) 連携・協働施策のアップデート

デジタル技術も活用し、他分野との連携・協働や地域の輸送資源の総動員・最適化

- 多様な関係者の連携・協働による取組に係る施策
- デジタル技術等の活用（自動運転、AI オンデマンド、車両 IoT 化等）
- モビリティ資源の総動員・最適配分（人材、車両、拠点等）

(4) 都道府県によるサポート（中小市町村との連携・協働）

- リ・デザイン（実証運行、新技術の導入等为先導）
- デジタル（共有する枠組の構築、データ共有・活用の推進等）
- ヒト&プレイス（人材育成、ネットワーキングの場等）

ウ 連携・協働の取組の加速化

多様な分野との連携・協働等を意欲的に、先行して行う地方自治体の取組を促進するため、関係省庁による重点的な支援を行う枠組みを検討し、リ・デザインを主導する地方自治体の取組を促進

V. 継続的な連携・協働の取組の確保

- 連携・協働に向けた取組が継続して行われるよう、2027年度を目標年次とし、KPIを位置付けたうえで、定期的に進捗状況のフォローアップを実施
 - ・他分野との連携・協働に先導して取組む自治体数
 - ・自家用有償旅客運送に取組む自治体数
 - ・各施設の送迎の見直しに新たに取組む自治体数
 - ・デジタル技術等の活用に新たに取組む自治体数

VI. 連携・協働に係る取組のほか提示された意見・今後の課題

- ① 地域交通に係る安定的財源の確保
- ② 運賃割引に係る検討の必要性
- ③ 従来とは異なる発想での枠組みやシステムの検討の必要性
- ④ 地域の交通事業者の集約・統合の必要性
- ⑤ 個人情報保護も含めた、データの利活用・分析における統一的なルール・体制の整備